

相模原市衛生研究所 再整備について

令和8年3月23日
相模原市健康福祉局
保健衛生部衛生研究所

全国に86か所（県、政令市、中核市など）

【神奈川県内には5カ所】 自治体規模の参考に人口を記載（令和8年1月統計より）

- | | |
|-----------------|---------|
| ・神奈川県衛生研究所 | 人口920万人 |
| ・横浜市衛生研究所 | 人口377万人 |
| ・川崎市健康安全研究所 | 人口156万人 |
| ・相模原市衛生研究所 | 人口71万人 |
| ・横須賀市健康安全科学センター | 人口37万人 |



神奈川県衛生研究所
（新棟はBTO方式）



川崎市健康安全研究所
（川崎生命科学・環境研究
センターの2階部分）

地域保健法（令和5年4月1日施行） ※地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、**専門的な知識及び技術を必要とするもの**並びにこれらに関連する**厚生労働省令で定める業務**を行うため、**必要な体制の整備**、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の**必要な措置を講ずるもの**とする。

地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

①専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する**情報の収集・整理及び活用**

②保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する**研修**

③地域保健対策に関する調査及び試験検査で**専門的な技術知識**を必要とするもの

法第4条（基本指針の策定）

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（令和5年4月1日適用）

○地域保健に関する調査及び研究並びに検査に関する基本的な事項

- ・指定都市は**自ら地方衛生研究所等の設置**により試験検査の体制を整えること
- ・地方衛生研究所等の**機能を強化**すること

衛生研究所が実施する業務

疾病対策課（感染症法に基づく検査）

①性感染症に関する検査（法第11条関連）

性感染症の発生予防とまん延防止のため、検査の推奨と検査機会を提供

- ・ HIV
- ・ 性器クラミジア
- ・ 梅毒

②発生動向調査（法第14条・15条）

感染症の発生の状況、動向の把握、及び原因の究明のための検査

- ・ 定点医療機関からの検体の検査（インフルエンザや5/8以降のCOVID-19等）
- ・ 積極的疫学調査（結核や0-157や麻疹、5/7までのCOVID-19等）

③健康診断（法第17条）

感染症のまん延防止のため、感染者の陰性化確認や当該感染者の濃厚接触者の検査

- ・ 一類～三類及び新型インフルエンザ等感染症が対象（結核や0-157等）

地域保健課（薬機法に関する検査）

①無承認無許可医薬品検査

買上げた健康食品や苦情・相談に対する調査に伴う医薬品成分検査（強壮や痩身等の効果を有する医薬品成分）

生活衛生課（食品衛生法関連検査）

①食品に関する検査（食衛法第28条）

市内の店舗から無償で提供を受けた食品等を検査（収去検査）（微生物や食品添加物、残留農薬等）

②食中毒に関する検査（食衛法第63条）

食中毒患者等が発生した場合の調査に伴う検査。他自治体で発生した食中毒に関連した検査も行う。

- ・ 中毒の原因と疑われる食品や患者等のふん便を検査（ノロウイルスや0-157等）

③食品の苦情、相談等に関する検査

食品の劣化や異物混入等の苦情・相談に対する調査に伴う検査

生活衛生課（公衆浴場法、家庭用品規制法に関する検査）

①浴槽水検査（公衆浴場法第6条関連）

市内公衆浴場の浴槽水の検査（レジオネラ属菌等）

②家庭用品検査（家庭用品規制法関連）

乳幼児等衣服や洗剤等に含まれる有害物質の検査（よだれかけ等に含まれるホルムアルデヒド等）

市民等からの依頼検査

①飲用水水質検査

市民や事業者からの依頼により、井戸水等飲用水の水質検査を有償で実施

②食品放射性物質検査

市民からの依頼により、自ら生産し消費する食品の放射性物質検査を無償で実施

環境保全課（水質汚濁防止法に関する検査）

①工場排水に関する検査

工場排水の排除基準に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

②地下水に関する検査

地下水の汚染等に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

③河川水に関する検査

河川水の汚染に関する検査（フッ素系界面活性剤等）

衛生研究所

- ・ 試験検査による科学的根拠の提供
- ・ 公衆衛生に関する調査研究
- ・ 感染症情報センター業務

衛生研究所の業務内容について

試験検査（科学的根拠の提供） 【庁内関係各課等から依頼された検査を実施】

- ・食中毒の原因検査
- ・感染症法に基づく検査（新型コロナウイルスなど）
- ・食品衛生法に基づく検査（細菌、添加物、残留農薬など）
- ・水質汚濁防止法に基づく検査（工場排水、地下水など）



調査研究・研修指導

- ・新たな検査方法等の研究、
- ・健康フェスタの体験コーナーなど

情報収集・解析・提供

市内の感染症流行状況を解析

- ・毎週木曜日夕方に「感染症週報」を市ホームページで公表
- ・毎月「おしえて、感染症さがみはら」で注目疾患の情報を提供

IDWR 相模原市 Infectious Diseases Weekly Report Sagami-hara 2025年第24週(6月9日～6月15日)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
感染症発生動向調査

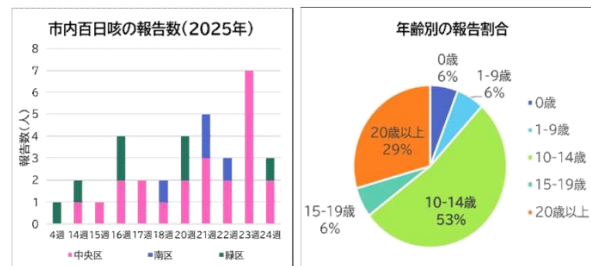
感染症週報

相模原市感染症情報センター

■ 総評(Review)

★今週の注目疾患 百日咳

市内における百日咳の報告が続いており、特に中央区に集中しています。また、年齢別でみると、10歳～14歳での報告が多くなっています。



相模原市 感染症情報センター



（1）現在の施設（建物）概要



所在地：相模原市中央区富士見1-3-41

平成18年に改修し移転

階数	竣工年月
地上4階建	S48.10月

用途地域	敷地面積(m ²)	容積率	建ぺい率	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)
第2種住居区域 (準防火地域)	2,393.29	200%	60%	1,098.493	2,807.90

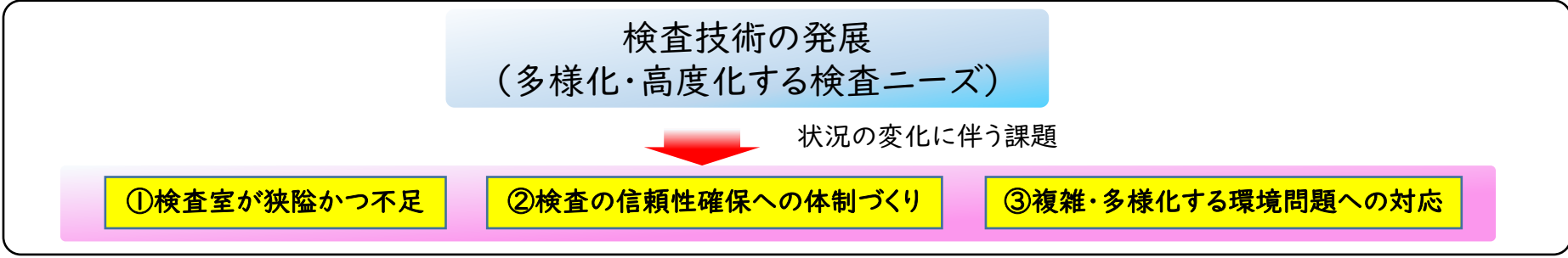
相模原市衛生研究所の建物（現施設）

（２）現在の施設面積

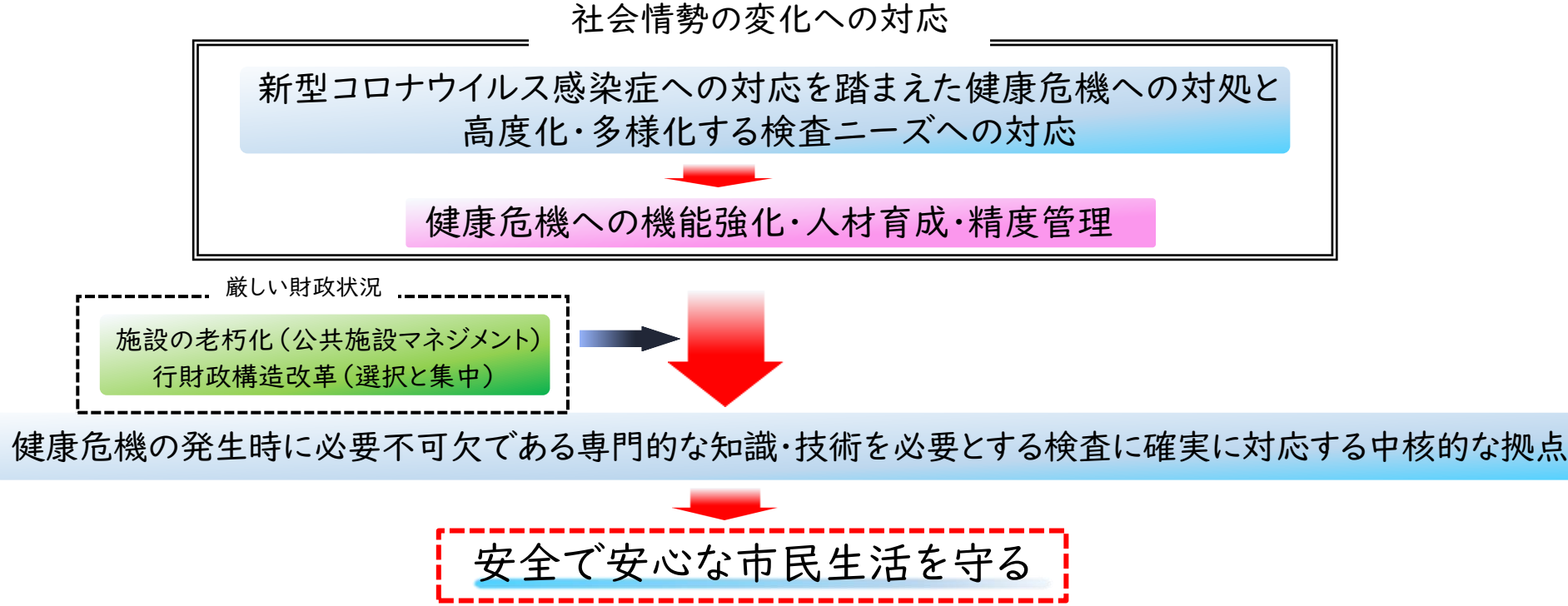
施設等	階数	主な諸室等	面積（㎡）
衛生研究所	1階	事務室、動物飼育室、研修室、機器分析室3、更衣室、検体検収室、機器保管室	601.24
	2階	食品残留物検査室、理化学検査室1、理化学検査室2、揮発性物質検査室、検体保管室	458.02
	3階	食品添加物検査室、環境理化学検査室、機器分析室1、機器分析室2、薬品庫、廃棄物保管庫	493.42
	4階	細菌検査室、培地準備室、洗浄・滅菌室、臨床検査室、環境細菌検査室、食品細菌検査室、遺伝子検査室1、遺伝子検査室2、微生物安全検査室（P3）	493.42
	屋上塔屋	倉庫6、その他（廊下・通路、階段等）	42.00
	① 衛生研究所 面積 小計		
犬の一時抑留施設	1階	車寄せ・受入室、一時保管室	82.60
	2階	飼料保管室、従事者用控室	37.20
	② 犬の一時抑留施設 面積 小計		
衛生研究所+犬の一時抑留施設 面積（小計①+②） ※ エレベーター、階段、トイレ等の共用部分含む			2,207.90
環境情報センター	1階	事務室、環境情報コーナー・エコギャラリー、倉庫	293.76
	2階	学習室、活動室（器具庫・保管庫を含む）、倉庫休憩コーナー	302.80
さがみはら地球温暖化協議会	1階	事務室	3.44
環境情報センター+さがみはら地球温暖化対策協議会 面積			600.00
全体面積			2,807.90

【課題】

○ 検査技術の発展により、高度かつ多様な技術が要求される検査体制には、検査室が狭隘かつ不足していることや検査の信頼性確保への体制づくり、複雑・多様化する環境問題への対応が課題となっている。



【目指す姿】



令和7年7月 相模原市衛生研究所再整備基本構想策定

【整備方針】

ア 安全・安心な施設整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策
WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設

イ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

高度化・多様化する検査に柔軟に対応できる、レイアウト変更を見据えた施設

ウ 精度管理への対応

コンタミネーション防止や多検体の効率的処理が可能な施設

エ 長寿命化への対応

仮設施設の設置をしない再整備

オ ICTの活用

事務負担軽減、健康危機発生時の即時体制確保

カ 環境への配慮

自然エネルギーの活用、エネルギー消費の少ない建物

【想定施設規模】

共用部分の圧縮による床面積の削減をし、
延床面積を現行の衛生研究所の専有面積と同等の2,100㎡に留める。

【事業手法】

基本計画策定に向けた検討の中で決定していく

～～前提条件～～

- ・衛生研究所の検査業務は直営で実施する
- ・食中毒や感染症対応があり、業務の継続が必要である
- ・高度なセキュリティが必要かつ特殊設備が多いため、一般公共建築物の長寿命化方針とは異なる視点が必要

【整備用地】

整備用地:旧相模原総合高校跡地の一部
 所在地:相模原市緑区大島1226
 敷地面積:跡地全体約4.6haのうち赤枠部
 の中で必要面積
 用地地域:市街化調整区域
 (建ぺい率50%、容積率80%)



【設計・工事等の想定スケジュール】

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
衛生研究所再整備事業	基本構想策定	基本計画検討・策定	基本設計・実施設計・建設工事・移転						供用開始	

基本構想における考え方や方向性を踏まえ、主に次の項目について、対話をお願いいたします。

項目	内容
①事業手法	・本事業で想定される施設の整備手法(従来方式、PFI手法、DBO手法等)について、お聞かせください。
②事業スケジュール	・現在の社会情勢を踏まえた設計や工事期間の設定について、お聞かせください。
③環境配慮	・ZEB化に向けた省エネルギー対策について(特に電力を多く消費する施設と想定)、アイデアやご提案があればお聞かせください。
④災害対策	・地震、風水害等の災害発生時にも稼働できる施設として、アイデアやご意見をお聞かせください。
⑤その他	・事業化に向けた課題や条件、行政に期待する事項がありましたら、お聞かせください。